

○高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋  
田線における交通の取締り等に関する警  
察官の職権行使についての協定

(平成9年7月10日)

岩手県公安委員会及び秋田県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び同法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線（以下「東北横断自動車道」という。）における岩手県警察及び秋田県警察（以下「協定県警察」という。）の警察官の交通の取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

平成9年7月10日

岩手県公安委員会

委員長 熊谷昭三

秋田県公安委員会

委員長 西村佑一

(職権行使の区域)

第1条 協定県警察の警察官は、東北横断自動車道における交通の円滑と危険の防止を図るため、当該道路のうち、次に定める区域（以下「協定区域」という。）において交通の取締り等に関する職権を行使することができる。

(1) 岩手県警察

東北横断自動車道の岩手県と秋田県との境界から秋田県内に50キロメートルまでの区域

(2) 秋田県警察

東北横断自動車道の秋田県と岩手県との境界から岩手県内に33.9キロメートルまでの区域

(交通法令違反事件の処理方法)

第2条 協定区域における交通法令違反事件（交通事故に係るものを除く。）の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

(交通事故事件の処理方法)

第3条 協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件の発生した場所を管轄する県警察が行うものとする。

(細目的事項の委任)

第4条 この協定の実施について必要な細目的事項は、協定県警察の警察本部長が別に協定するものとする。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成9年7月23日から実施する。
- 2 高速自動車国道東北横断自動車道遠野秋田線における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成7年10月18日付け岩手県公安委員会及び秋田県公安委員会の協定）は、廃止する。